水産多面的機能発揮対策交付金
離島漁業再生支援交付金
水産業強化対策整備交付金
水産業強化対策推進交付金
地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金を除く。）
沖縄振興公共投資交付金
治山事業費補助
農業生産基盤保全管理・整備事業費補助
農業競争力強化基盤整備事業費補助
農地等保全事業費補助
森林環境保全整備事業費補助
水産基盤整備事業費補助
農業・食品産業強化対策推進交付金
農地・水保全管理支払交付金
林業振興整備費補助金
水産業共同利用施設復旧整備費補助金

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第九百号の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「地すべり対策事業費補助」及び「震災対策農業水利施設整備事業費補助」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第七十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

表の委任した予算科目名の欄中

「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新事業移転促進事業に限る。）
地域イノベーション協創プログラム補助金
地域企業立地促進等共用施設整備費補助金（大学等に対する施設・設備の整備支援に限る。）
「エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（戦略的中心対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金（企業立地促進基盤地域新成長産業創出促進事業費補助金に限る。）
市街地エネルギー有効利用事業費補助金（ノウハウ移転・支援事業に限る。）
事業支援補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、小規模事業者活性化事業、新事業活動・農商工連携等促進支援事業、地域中小企業イノベーション創出補助事業、グローバル技術連携支援事業、地域中小商業支援事業（地域商業再生事業及び中小商業活力向上事業に限る。）、地域自立型買い物弱者対策支援事業及び先端農業産業化システム実証事業に限る。）」を「中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、伝統的工芸品産業復興対策支援、中小企業・小規模事業者連携促進支援事業、小規模事業者等ＪＡＰＡＮブランド育成・地域産業資源活用支援事業（地域産業資源活用支援事業に限る。）、ものづくり中小企業・小規模事業者等新事業創造促進事業（戦略的基盤技術高度化支援事業及び中小企業等による技術シーズの事業化・実用化支援事業のうち橋渡し研究事業に限る。）、地域商業自立促進事業（地域商業自立促進事業に限る。）、中心市街地再興戦略事業に限る。）」に改め、「まちづくり推進対策費補助金」を削り、「地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金」を「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業費補助金（公益法人分（地方所管）に限る。）に限る。）」に、「地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域新産業戦略推進事業（地域新産業集積戦略推進事業（地域資源活用ネットワーク構築事業（地域資源活用ネットワーク形成発展事業に限る。）に限る。）」に改め、「石油資源採掘対策事業費等補助金（廃止石油坑井封鎖事業費に限る。）」を削り、「地域経済産業活性化対策費補助金（工業品等に係るビジネスマッチング・商品開発支援事業に限る。）」に「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」を「電源立地等推進対策補助金（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費に限る。）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務に対する平成十四年経済産業省告示第二百六十八号の規定の適用については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第七十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十六年四月一日

経済産業大臣　茂木　敏充